

マルチカレンシー・キャッシュパスポート お取引条件等一部変更のお知らせ

この度、資金決済に関する法律の一部改正に伴い、下記のとおりマルチカレンシー・キャッシュパスポートの「お取引条件」及び「手数料と限度額表」の一部を変更いたしますので、お知らせ申し上げます。

記

1. 変更内容（変更は下線部）

(1)お取引条件

変更前	変更後
<p>6 カード限度額 6.1・6.2（略） （新設）</p>	<p>6 カード限度額等 6.1・6.2（略） 6.3 お客様のカード残高が100万円相当額を超えた場合、当社はカード資金が為替取引に関するものであるかを確認します。この場合、当社はおお客様に対し問合せをすることができるものとし、お客様はこれに正確に回答するものとし、当社が、カード資金が為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断した場合、当社はおお客様に対しカード資金の払出しを要請し、お客様はこれに応じるものとし、お客様が要請に応じない場合、当社は当社が定める方法により、お客様に対し資金の返還その他適切な措置を講じます。</p>

(2)手数料と限度額表

変更前	変更後
<p>限度額 カード残高 *通年カードに保有可能な限度額。全通貨の合計。 <u>2,000,000円</u>または外貨相当額</p>	<p>限度額 カード残高 *通年カードに保有可能な限度額。全通貨の合計。 <u>1,000,000円</u>または外貨相当額</p>

## 2. 変更日

2021年5月1日

ただし、手数料と限度額表の一部変更については、2021年5月1日以降のご入金に適用します。

### 【お客様へのお願い】

資金決済に関する法律の一部改正及び変更後のお取引条件第6.3項により、カード残高が100万円相当額を超えるお客様に対して、当社からご利用目的等についてご確認のご連絡をさせていただく場合があります。

なお当社が、お客様のカード資金が為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断した場合、お客様に対して資金の払戻しをお願いすることがあります。またお客様が資金払戻しに応じていただけない場合は、資金の返還等の措置をとらせていただきます。

対象のお客様におかれましては、お手数ではございますが御協力をお願いいたします。

### 【お問い合わせ先】 カードサービス

日本から： 00531-780-224

日本以外から： [こちら](#)からご確認ください

2021年4月10日

トラベレックスジャパン株式会社